別表第２‐１‐１　淀川区が全ての特別区を代表して承継する第１区分に係る財産

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 承継の方法 |
| 別表第２‐３に掲げる事務の用に供する財産（第１区分に係るものに限る。） | 淀川区が全ての特別区を代表して承継 |

別表第２‐１‐２　淀川区が全ての特別区を代表して承継する第２区分に係る財産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 承継の方法 |
| 別表第２‐３に掲げる事務の用に供する財産（第２区分に係るものに限る。） | 淀川区が全ての特別区を代表して承継 |
| 基金 | ・大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金・大阪市介護給付費準備基金 |
| その他の財産 | ・大阪市の区域外に所在する財産・「大阪市未利用地活用方針」（「大阪市未利用地活用方針の策定について」（平成19年６月大阪市決定）に基づき逐次決定される未利用地の活用に関する方針をいう。）に基づき「処分検討地」とされた土地及びその土地上の建物その他の財産 |

別表第２‐１‐３　淀川区が全ての特別区を代表して承継する債務

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 承継の方法 |
| 別表第２‐３に掲げる事務に係る債務負担行為に基づく債務 | 淀川区が全ての特別区を代表して承継 |

別表第２‐２‐１　大阪府が承継する第２区分に係る財産

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 項目 |
| 株式・出資による権利 | ・大阪港埠頭株式会社株式・大阪港埠頭ターミナル株式会社株式・株式会社大阪港トランスポートシステム株式・関西国際空港土地保有株式会社株式・阪神高速道路株式会社株式・本州四国連絡高速道路株式会社株式・アジア太平洋トレードセンター株式会社株式・株式会社湊町開発センター株式・クリスタ長堀株式会社株式・株式会社日本宝くじシステム株式・阪神国際港湾株式会社株式・公立大学法人大阪市立大学出資・地方独立行政法人大阪産業技術研究所出資・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金・社会福祉法人大阪社会医療センター出捐金・地方独立行政法人大阪市民病院機構出資・公益財団法人大阪市博物館協会出捐金・公益財団法人大阪科学振興協会出捐金・ハック大阪投資事業有限責任組合出資金・地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所出資 |
| 債権 | （貸付金）・アジア太平洋トレードセンター株式会社貸付金・株式会社湊町開発センター貸付金・クリスタ長堀株式会社貸付金（大阪都市計画道路長堀東西線整備事業にかかわる社会資本整備特別措置法に基づく無利子貸付金）・クリスタ長堀株式会社貸付金（クリスタ長堀株式会社に対する長期貸付金）・公立大学法人大阪市立大学貸付金・大阪港埠頭株式会社貸付金（外貿埠頭建設資金貸付金）・大阪港埠頭株式会社貸付金（フェリー埠頭建設資金貸付金）・夢洲コンテナターミナル株式会社貸付金・関西国際空港土地保有株式会社貸付金・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構貸付金・地方独立行政法人大阪市民病院機構貸付金・阪神国際港湾株式会社貸付金・大阪市食肉市場株式会社貸付金（保証金）・アジア太平洋トレードセンター株式会社保証金・消防職員災害待機宿舎保証金 |
| 基金 | ・大阪市美術品等取得基金・大阪市財政調整基金（六１．（三）（３）に係るものに限る。）・大阪港振興基金（大阪港の振興を目的とする寄附を原資とするものに限る。）・大阪市産業経済振興基金（大阪市立大学の振興を目的とする寄附を原資とするものに限る。）・公債償還基金・万博会場建設費を負担する基金（特別区設置後に生じる額を負担するものに限る。） |

（注）本表に掲げる財産は、「万博会場建設費を負担する基金」を除き、平成30年度大阪市決算書「平成30年度大阪市財産に関する調書」記載ベースの該当財産であり、特別区の設置の日までの間に、この協定書の考え方に基づいて追加その他の変更が生じることがある。

別表第２‐２‐２　大阪府が承継する債務

|  |  |
| --- | --- |
| 　区分 | 項目 |
| 損失補償の債務 | ・アジア太平洋トレードセンター株式会社に係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償・株式会社湊町開発センターに係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償・クリスタ長堀株式会社に係る特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 |

別表第２‐３　特別区が一部事務組合を設けて共同処理する事務

①事務・事業

　　介護保険事業、民間の児童養護施設等及び保護施設の設置認可に関する事務（指導、助成等の事務を含む。）

②システム管理

　　住民情報系７システム〔住民基本台帳等システム、戸籍情報システム、税務事務システム、総合福祉システム、国民健康保険等システム、介護保険システム、統合基盤・ネットワークシステム〕等

③施設管理

＜福祉施設＞

　・児童自立支援施設（大阪市立阿武山学園）

　・児童心理治療施設（大阪市立児童院・大阪市立弘済のぞみ園）

　・児童養護施設（大阪市立弘済みらい園・大阪市立長谷川羽曳野学園）

　・母子・父子福祉施設（大阪市立愛光会館）

　・大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター

　　（八２．（三）（１）において機関等の共同設置により処理する事務を除いた
施設管理に限る。）

　・福祉型障がい児入所施設（大阪市立敷津浦学園）

　・障がい者就労支援施設（大阪市立千里作業指導所）

　・医療保護施設（弘済院附属病院）・特別養護老人ホーム（弘済院第１特別養護老人ホーム・弘済院第２特別養護老人ホーム）※

＜市民利用施設＞

　・青少年野外活動施設（大阪市立信太山青少年野外活動センター）

　・ユースホステル（大阪市立長居ユースホステル）

　・青少年センター（大阪市立青少年センター）

　・こども文化センター（大阪市立こども文化センター）

　・障がい者スポーツセンター（大阪市舞洲障がい者スポーツセンター・
大阪市長居障がい者スポーツセンター）

　・体育館（大阪市中央体育館）

　・プール（大阪市立大阪プール）

　・庭球場（靭テニスセンター、靱庭球場）

＜その他＞

　・大阪市動物管理センター

　・斎場（大阪市立北斎場・大阪市立小林斎場・大阪市立佃斎場・
大阪市立鶴見斎場・大阪市立瓜破斎場・大阪市立葬祭場）

　・霊園（泉南メモリアルパーク・瓜破霊園・服部霊園・北霊園・南霊園）

④財産管理

　・「処分検討地」とされた土地（別表第２‐１‐２に規定する「大阪市未利用地活用方針」に基づき「処分検討地」とされた土地をいう。）等の管理及び処分

※　なお、大阪市立弘済院は、「弘済院の今後の方向性の変更について」（平成31年４月大阪市決定）により示された方針により処理することとする。